

独立行政法人都市再生機構の家賃減免等の措置を求める意見書

独立行政法人都市再生機構（以下都市機構）は約77万戸のUR賃貸住宅（以下公団住宅）を管理しているが、継続して居住している者に適用している継続家賃について3年周期で改定を実施し、2009年4月1日に市場家賃等を基本とした改定を行うとして検討を進めている。

当市における公団住宅居住者の現状は60歳以上の世帯が58.7%、公営住宅法施行令の入居収入基準額の第1分位に該当する年収443万円未満の世帯が83.7%となっており、急速な高齢化、年金生活世帯の増加、世帯収入の低さが特徴となっており、このことは全国の公団住宅に共通する現実である。

国会においては2003年5月、都市機構法案に対する衆議院附帯決議で「居住者にとって過大な負担とならないよう家賃制度や家賃改定ルールに対する十分な配慮に努めること」、また2007年7月には低所得者、高齢者等の居住の安定を図るため「住宅セーフティネット法」が成立し、公団住宅も住宅セーフティネットを担うこととして位置づけられた。

このような居住者の実態、国会からの要請や住宅法制における位置づけ、さらに米国発の金融危機に伴う現在の経済情勢の中で、公団住宅の家賃改定は一層の生活不安をもたらすことは明らかである。よって、関係機関において下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 2009年4月に予定している家賃改定、値上げは行わないこと。
- 2 高齢者等への家賃減免措置を拡充し、子育て世帯に対する居住支援措置をとること。
- 3 家賃制度と「改定ルール」について、居住者の収入に応じ、負担能力を考慮する方式に改めること。
- 4 衆議院附帯決議及び関係法令の趣旨を尊重し、居住の安定を図るため万全の措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月15日

埼玉県狭山市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

国土交通大臣

厚生労働大臣

独立行政法人都市再生機構理事長